意見書 (医師記入)

感染症 1

保育園長 殿

<u>園児名</u>						
病名						
症状も回復し、集団生活に	支障がない状態になっ	ったので登園可能	もと判断し	ます。		
年 月 日	から登園可能と判断し	、ます。				
		<u>令和</u>	年	月	日	
	医療機関	国名				
	<u>医</u> 師名				印	

保護者各位

下記①~⑬の感染症及び⑭の入院・手術の場合は、上記の「意見書」を受診した医師に記入していただき、園にご提出ください。

感染症名・その他	登園の目安		
①インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した3日を経過して		
	いること (発症日は0日とする)		
②麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過していること		
③風疹 (ふうしん)	発疹が消失していること		
④水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂疲 (かさぶた) 化していること		
⑤流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経		
	過し、かつ全身状態が良好になっていること		
⑥流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること		
⑦咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過している		
⑧アデノウイルス感染症(⑥・⑦以外のもの)	こと		
⑨結核	医師により感染の恐れがないと認められていること		
⑩百日咳	特有の席が消失していることまたは適正な抗菌性物質製		
	剤による5日間の治療が終了していること		
⑪腸管出血性大腸菌感染症(O-157,O-26,O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること		
⑫急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること		
③侵襲性髄膜炎菌性感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること		
④病気または怪我での入院・手術	医師により集団生活に支障がないと認められていること		